

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和6年2月13日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長 小林 幹男

1 業務概要

(1) 業務名 堰堤維持の内 滝里ダム・金山ダム水質調査外業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、滝里ダム及び金山ダムに係る貯水池及び河川の水質調査並びに流量観測、積雪量調査を行い、今後のダム管理に資するものである。

また、水文観測機器等の保守点検を行い管理の万全を期するものである。

ア 水質調査	滝里ダム	N=11地点	金山ダム	N=5地点
イ 底質調査	滝里ダム	N=1地点	金山ダム	N=1地点
ウ 動植物プランクトン調査	滝里ダム	N=7地点	金山ダム	N=4地点
エ 低水流量観測	滝里ダム	N=1地点		
オ 高水流量観測	滝里ダム	N=1地点		
カ 横断測量	滝里ダム	N=1地点		
キ 水位流量曲線作成	滝里ダム	N=1地点		
ク 水文資料整理	滝里ダム	N=10地点	金山ダム	N=5地点
ケ 水文観測所等保守点検	滝里ダム	N=11地点	金山ダム	N=5地点
コ 水質計設置撤去点検	滝里ダム	N=1地点		
サ 積雪量調査		N=52地点		

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、令和6年度予算が成立し、契約に係る事務手続が整った場合についてのみ、有効である。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工

第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。(入札説明書参照)

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(イの再決定を受けた者を除く。)でないこと。

ケ 北海道内に営業拠点(本店、支店又は営業所)を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日付け北開局工第333号)第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官
電話011-611-0309(内線3249)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和6年2月13日から令和6年3月28日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分(最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分)まで、電子入札システムより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記3(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和6年2月13日9時00分から令和6年2月22日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)若しくは電子メール等(着信を確認すること。)により提出すること。提出場所は上記3(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年3月28日11時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和6年3月28日11時00分。提出先は上記3(1)に同じ。

開札は、令和6年4月1日北海道開発局札幌開発建設部入札室にて行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札、無効の技術提案をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 本業務に関わる落札決定及び契約締結は、令和6年4月1日を予定しているが、予算成立が令和6年4月2日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。
- (9) 詳細は入札説明書による。